

政治資金規正法の一部を改正する法律 概要

(政治資金監査関係部分抜粋)

第 2 政治資金監査の強化

1 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとする。 (第 19 条の 8 の 2 関係)

2 国会議員関係政治団体の範囲の拡充

- (1) 政策研究団体（第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる団体）を「国会議員関係政治団体」とすること。 (第 19 条の 7 第 1 項第 3 号関係)
- (2) 政策研究団体は、当該団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこと。 (第 6 条第 1 項関係)

3 翌年への繰越しの金額の確認等

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の 12 月 31 日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこと。 (第 19 条の 11 の 2 第 1 項関係)
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、(1)による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければならないこと。 (第 19 条の 11 の 2 第 2 項関係)

4 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充

登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加すること。 (第 19 条の 13 第 2 項第 5 号関係)

第3 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進

1 収支報告書等のオンライン提出の義務化

国会議員関係政治団体に係る収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、オンラインによる提出を義務付けること。（第19条の15 関係）

2 収支報告書等のインターネット利用による公表

(1) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこと。（第20条第1項及び第2項関係）

(2) (1)に伴い、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定を削るものとする。（旧第20条第1項及び第2項関係）

第8 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）を適用すること。

① 同一の国会議員関係政治団体（②の国会議員関係政治団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計額）

② 同一の第2の2の(1)の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額
（第19条の16の3第1項関係）

(2) 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければならないこと。（第19条の16の3第2項関係）

(3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、各年中において(1)の寄附の金額が1,000万円以上となったときは、当該金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る(2)の通知を受けた日から7日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこと。当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、届出事項を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により

公表しなければならないこと。 (第7条第2項及び第7条の2第2項関係)

第10 施行期日等

1 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行すること。ただし、(1)から(3)までに掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行すること。

(1) 第2の2 (政策研究団体である国会議員関係政治団体の届出) の規定 令和7年10月1日

(2) 第3の1 (収支報告書等のオンライン提出の義務化) の規定、第4 (政治資金パーティーに係る公開基準額の引下げ) の規定及び第9 (収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表) の規定 令和9年1月1日

(附則第1条関係)

2 経過措置

(1) 原則として、「令和8年分の収支報告書」※の記載、提出、保存、公表等から適用すること。 (附則第3条第1項、第5条第1項等)

※ 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書 (解散時の報告書) については、令和9年1月1日以後に報告書を提出する場合に適用する。